

確定申告の 医療費控除が 変わります

(1) 現行の医療費控除の領収書が提出不要に!

改正の
ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに“医療費控除の明細書”の添付が必要となりました

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

【注意】

- 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。
- 明細書の作成ができない方は、領収書をご持参の上、役場へ申告相談にお越しください。



(2) スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設

セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)が創設(平成29年1月1日~平成33年12月31日まで)されました。

【対象】健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして特定健診や予防接種など一定の取り組み(※1)を行う個人が1年に支払ったOTC医療品の購入の対価が1万2千円を超える分(上限8万8千円)を総所得金額等から控除されます。(生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む)

【対象となる医薬品】具体的な対象商品は約1500品目で、店頭では「セルフメディケーション」「税制控除」と記載された識別マークの掲示やレシート等に対象商品である旨の印字を目印にしてください。

※1 一定の取り組みとは、以下のいずれかを受けている方です。

- ①特定健康診査(いわゆるメタボ検診)
- ②予防接種
- ③定期健康診査(事業所検診)
- ④健康診査
- ⑤がん検診

セルフメディケーションとは?

WHO(世界保健機関)において「自分自身の健康に責任を持ち軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されています。

【注意】上記の(1)現行の医療費控除と(2)スイッチOTC薬控除の併用はできません。